

対ボスニア・ヘルツェゴビナ 国別援助方針

平成 24 年 4 月

1. 援助の意義

ボスニア・ヘルツェゴビナは、1995 年の Dayton 合意以降、国際社会の監督の下で和平履行に努めている。しかし、依然中央政府の下に 2 つのエンティティ（高度な自治権能を持つ行政主体）が存在し、各々異なる経済政策や司法・教育などの制度を施行している状況であり、国内の民族融和はなかなか進んでいない。このような同国が民族主義的対立を早期に克服して異なる民族が平和裏に共存できるようになり、将来に亘って平和的・安定的な国家として発展することは、同様の民族問題を抱える他の西バルカン諸国のみならず、欧州地域全体の平和と安定の観点からも非常に重要である。かかる観点から、我が国も、紛争終結直後から、和平履行評議会運営委員会（PIC・SB）のメンバーとして、同国の和平履行に主体的に関与するとともに、ODA を通じて同国の「平和構築」を支援してきた。このような我が国による「平和構築」への取組は、ほかの当事者的な立場にあるヨーロッパ諸国とは異なり、我が国が当該地域で民族的な利害関係を一切持たないことから、意義が大きいと高く評価されている。

また、これまでの国際社会からの支援を背景として、同国経済は既に中進国の水準（2010 年一人当たり GNI は 4,790 ドル）にまで発展してきており、現在、同国は EU 加盟を最大の目標として国内の諸改革に取り組んでいる。しかし近年では、経済発展の一方で、環境分野での取組の遅れが指摘されている。特に今後の EU 加盟に向けて環境分野での EU 基準を達成しなければならない同国の事情を勘案すれば、我が国の優れた技術と知見を活用できる環境インフラ整備のニーズは非常に高く、同分野での協力を積極的に推進している我が国の方針とも一致する。また、同国の EU 加盟を側面的に支援することは、我が国と戦略的協力関係にある EU との関係強化の上でも重要である。

2. 援助の基本方針（大目標）：社会の安定化と経済発展に向けた側面的支援

ボスニア・ヘルツェゴビナが EU 加盟に向けて進めている国内の諸改革は、EU を含む欧州諸国のドナーにより支援されている。我が国としては、我が国の高い技術と豊かな知見を活用できるような比較優位のある分野を中心に、同国の安定と持続的な成長を支援し、ひいては同国の EU 加盟に向けた努力を側面支援する。

3. 重点分野（中目標）

（1）平和の定着・民族の和解

これまで長年にわたって激しい紛争を繰り返してきた民族同士が真に和解するためには自ずから時間を要する。かかる観点からも、地道ではあるものの、異なる民族が空間や作業を共にしながら相互に交流できるような機会を引き続き提供していくことが重要であり、そのためにも我が国の得意とする住民参加型の技術協力を通じて、複数のエンティティ・民族を対象にした形で、民間セクター開発や環境保全などに資する事業を今後も実施する。また、難民・避難民の帰還と地域の民族融和を促進するため、保健衛生、教育、地雷除去などの分野における草の根レベルの協力を行う。

（2）環境に配慮した持続可能な経済成長

同国の経済発展のために、これまで我が国は、民間セクターの開発に力を入れ、中小企業の育成や観光振興などの分野における技術協力を通じて、中央政府及び各エンティティの人材育成や実施体制整備を支援してきた。一方、近年では大気汚染や水質汚染などの環境問題が顕在化している。今後は、これまで達成した経済成長を持続可能なものとするため、我が国の有する優れた技術と知見を可能な限り活用しつつ、同国の環境分野における取組の強化を中心に支援していく。

4. 留意事項

多民族国家であるボスニア・ヘルツェゴビナに対する支援の実施に当たっては、対象地域の選定に際し、ボシュニャク系、クロアチア系及びセルビア系の民族間のバランスを考慮する必要がある。

また、欧州経済の同国への影響にも留意する必要がある。

（了）

別紙： 事業展開計画